

○旅館、ホテル等の消防法令適合通知書の交付に関する要綱（平成21年3月1日）
消防本部訓令第4号

改正 令和元年12月13日 消本訓令第3号

令和3年2月2日 消本訓令第1号

（目的）

第1条 この要綱は、旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項（昭和56年2月10日付け消防予第35号）の運用に基づく消防法令に適合している旨の通知書（以下「通知書」という。）の交付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（交付の申請）

第2条 通知書の交付を受けようとするものは、消防法令適合通知書交付申請書（別記第1号様式）を消防長又は消防署長に提出しなければならない。

（調査）

第3条 前条に規定する申請書の提出があった場合に消防長又は消防署長は、当該施設の立入検査を実施して、消防法令の適合状況について調査しなければならない。

（通知）

第4条 前条の規定による立入検査の結果において、消防法令に適合している場合には、消防法令適合通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 消防法令に適合していない場合には、消防法令適合通知書が交付できない旨の理由を記入した書面により申請者に通知するものとする。

（特例認定の照会）

第5条 旅行関係者（個人を除く。）から旅館、ホテル等（以下「旅館等」という。）の防火安全に関し照会があった場合には、次の区分に従い旅行関係者からの照会に対する回答書（別記第3号様式）により回答するものとする。

（1）消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の2の3に定める特例認定対象施設（以下「対象施設」という。）のうち、特例認定を受けている対象施設については、認定の日を回答する。

（2）対象施設のうち特例認定未実施の対象施設については、その理由を記入して回答するものとする。

（3）防火対象物定期点検報告の対象外施設については、対象外施設として回答するものとする。

（4）前2号の回答について、防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度により、旅館等の管理権原者が自ら表示マークを付した旅館等については、個人情報保護等を考慮して回答すること。

2 前項の照会は、文書によることを原則とする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日消本訓令第3号）

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 2 日消本訓令第 1 号）
この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日		
砂川地区広域消防組合 （消防長又は消防署長） 様		
申請者 住 所 氏 名		
下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請します。		
記		
1 名 称（旅館又はホテルの名称） 2 所 在 地（旅館又はホテルの所在地） 3 申請理由区分 ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可 イ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出 ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録 エ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出 オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可 カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出		
整 理 番 号		交 付 番 号
受 理 年 月 日	年 月 日	交 付 年 月 日
		年 月 日

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第2号様式（第4条関係）

消防法令適合通知書

年 月 日

様

砂川地区広域消防組合
(消防長又は消防署長) 印

年 月 日付けで交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

1 名 称（旅館又はホテルの名称）

2 所 在 地（旅館又はホテルの所在地）

3 申 請 者

4 立入検査実施日 年 月 日

5 申請理由区分

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可

イ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出

ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録

エ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認、届出

6 備 考

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第3号様式 (第5条関係)

旅行関係者からの照会に対する回答書

年 月 日

様

砂川地区広域消防組合
(消防長又は消防署長) 印

年 月 日付けで照会のあった下記旅館又はホテルの消防法令の適合状況について下記のとおり回答します。

記

- 1 名称 (旅館又はホテルの名称)
- 2 所在地 (旅館又はホテルの所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 消防法令適合状況

法第8条の2の3に定める特例認定済

認定を受けた日 年 月 日

認定が失効する日 年 月 日

法第8条の2の3に定める特例認定未実施

5 備考

備考 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。